

社会保険

No.40

令和2年8月発行

shaho



松本市 島内ひまわり畑

CONTENTS

長野県社会保険協会からのお知らせ

平成31年度事業報告・正味財産増減計算書…2
温泉施設利用補助のお知らせ…3

日本年金機構からのお知らせ

標準報酬月額の特例改定について…4
標準報酬月額の特例改定Q&A…5
松本年金事務所の移転について

協会けんぽからのお知らせ

健康保険委員の登録のお願い…6
健康づくりチャレンジ宣言事業所の募集
メールマガジンの会員登録のお願い…7
健康保健の資格を失う方の保険証の回収・返却のお願い

長野県社会保険協会からのお知らせ

社会保険事務講習会のお知らせ…8

一般財団法人 長野県社会保険協会

ホームページ <http://www.shaho-nagano.or.jp/> または

平成31年度 (一財)長野県社会保険協会 事業報告・収支決算報告

会員の皆様には、当協会の事業運営にご理解、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。新型コロナウイルス感染症予防対策のため6月10日に理事会、6月26日に評議員会の書面決議を実施し、平成31年度の事業報告及び収支決算（監査報告を含む）について、全て承認されました。

事業内容と収支決算につきまして、次のとおり報告します。

事業報告

□ 社会保険制度、同事業の普及啓発と本会事業の周知

①機関紙の発行

機関紙「社会保険ながの」を発行して、会員及び被保険者に対して社会保険制度及び本会事業の周知を図りました。（年4回発行）

②事務の手引の作成発行

社会保険の手引及び協会事業案内の冊子を作成し、会員及び被保険者に配布しました。

③社会保険事業の普及発展

「社会保険事務講習会」「ねんきん説明会」「新規適用事業所事務説明会」などを開催し、社会保険事業の普及発展とともに本会事業の周知を図りました。

(1)社会保険事務講習会（6会場） 計 422名

(2)ねんきん説明会（6会場） 計 112名

(3)新規適用事務説明会（6会場） 計 48名

④ホームページの活用

当協会の情報及び社会保険制度の最新情報を提供するために、ホームページを更新し周知を行いました。

□ 保健・福祉事業

①健康づくり、体育奨励事業

・健康ウォーキングを全国健康保険協会長野支部と共催で実施しました。

元年11月10日 諏訪湖周回 参加者129名

②健康増進事業

・プール利用補助券の配付。(7月～8月)

利用枚数 5,110枚

・温泉施設利用補助券の配付(10月～2月)

利用枚数 11,525枚

・スキーリフト補助券の配付(12月～3月)

利用枚数 1,596枚

・温泉宿泊助成券の配付(6月～3月)

利用枚数 30枚

・ディズニーコーポレートプログラム利用券の配付(7月～3月)

利用枚数 1,107枚

・健康啓発DVD等の貸出し

貸出し申込 23事業所

・家庭常備薬等の斡旋(10月)

申込数 1,251件

□ 諸会議

事業の適正、円滑な運営を図るため、理事会、評議員会を開催しました。

・理事会 5月、2月 ・評議員会 6月、2月

正味財産増減計算書

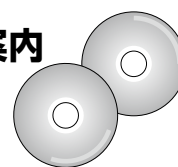
平成31年4月1日から令和2年3月31日まで（単位：円）

科 目	当年度	前年度	増減
1. 経常収益			
基本財産運用益	848	848	0
特定資産運用益	4,995	4,995	0
受取会費	62,943,920	63,671,520	△727,600
受取負担金	131,000	125,000	6,000
雑収益	65,547	330,246	△264,699
経常収益計	63,146,310	64,132,609	△986,299
2. 経常費用			
事業費	46,617,111	45,355,281	1,261,830
広報活動事業	13,386,011	12,754,658	631,353
制度普及事業	3,731,326	4,074,558	△343,232
体育奨励事業	3,609,334	4,038,644	△429,310
健康増進事業	19,016,842	18,861,251	155,591
関係団体支援事業	2,097,373	1,297,946	799,427
共通事業	4,776,225	4,328,224	448,001
管理費	18,097,679	17,618,170	479,509
経常費用計	64,714,790	62,973,451	1,741,339
3. 当期経常増減額	△1,568,480	1,159,158	△2,727,638

「ハラスメント防止/健康啓発DVDの貸出し」のご案内

職場での研修会、従業員の皆さまの健康づくりや健康管理等にご活用ください。

詳細は、ホームページをご覧ください。



11種類をご用意

温泉施設利用補助のお知らせ

申込資格 令和2年度の年会費を納入いただける事業所様

利用対象 上記事業所の事業主、被保険者、被扶養者(大人のみ)

利用期間 2020年10月～2021年2月

補助内容

- 1枚につき、300円の入浴補助券(各施設共通券)
- 下記の長野県内施設のうち、いずれか1カ所で、1名様、当日1回限り、1枚のみ、ご利用いただけます。
- 施設利用時に、補助券を窓口へ提出し、入館料から300円を差し引いた金額をお支払いください。

申込要項

- 下記の申込書と返信用封筒を同封のうえ、郵送にてお申し込みください。
- 券の発行枚数に限りがありますので、事業所の規模(令和2年度社会保険協会費の被保険者数に基づく)に応じて、申込の上限枚数を設定させていただきます。
- 発行枚数を超えた場合は抽選とさせていただきます。
- 落選された場合のお知らせも、返信用封筒を使用いたしますので、予めご了承ください。
- 発送は、9月末となります。

申込の上限枚数

事業所規模	1～9人	10～19人	20～29人	30～49人	50～99人	100人以上
上限枚数	4枚	8枚	12枚	20枚	25枚	30枚
返信用封筒の貼付切手	84円				94円	

●券の配布枚数は、
上限枚数までとします。

申込先 北信・東信地域の事業所様 ▶ 〒380-0936 長野市中御所岡田131-10 長野県中小企業会館4階
(一財)長野県社会保険協会

中信・南信地域の事業所様 ▶ 〒394-0028 岡谷市本町1-5-3 武居ビル
(一財)長野県社会保険協会中南信事務センター

利用できる施設 ※2020年7月時点

うるおい館	ふれあいさなだ館	フォレスバ木曾あてら荘	尖石温泉縄文の湯	阿智の里ひるがみ
ぶらっと稲田	ささらの湯	木曾福島温泉せせらぎの四季	高浜温泉ゆたん歩	湯ったりーな屋神
まめじま湯ったり苑	うつくしの湯	白馬かたくり温泉十郎の湯	道の駅信州篤木温泉つたの湯	御大の館
広徳の湯	あぐりの湯こもろ	安曇野みさと温泉フィンビュー室山	ハヶ岳温泉もみの湯	信州まつかわ温泉清流苑
大室温泉まきばの湯	八峰(ヤッホー)の湯	蝶ヶ岳温泉ほりてゆ〜四季の郷	荒神山温泉湯にいくセンター	かぐらの湯
豊野温泉りんごの湯	林檎の湯屋おぶ〜	豊科温泉湯多里山の神	みのわ温泉ながたの湯	飯田健康温泉ほつ湯アップル
むれ温泉天狗の館	ホットプラザ浅間	白馬八方温泉八方の湯	大芝高原温泉大芝の湯・大芝荘	コスモスの湯
湯っ蔵んど	竜島温泉せせらぎの湯	おかや温泉ロマネット	高遠温泉さくらの湯	阿南温泉かじかの湯
子安温泉	乗鞍高原湯けむり館	すわっこランド	羽広温泉みはらしの湯	すいれんどう温泉
ぼんぼこの湯	ゆ〜ぶる木崎湖	片倉館	早太郎温泉こまくさの湯	湯〜眠
びんぐし湯さん館	湯けむり屋敷薬師の湯	上原温泉アクアランド茅野	信州ふるさとの宿望岳荘	信州平谷温泉ひまわりの湯

切り取り線

温泉施設利用補助券申込書		申込枚数	協会受付欄 (※記入不要)
一般財団法人 長野県社会保険協会 宛 温泉施設利用補助券を右記の枚数申し込みます。		枚	
A	事業所整理記号 ㊟32イロハ・51CB		
B	郵便番号 〒		
	事業所所在地 事業所名		
	電話番号		
	申込責任者氏名		

- 申込枚数、A欄、B欄をご記入のうえ、事業所印を押印してください。
 - 切手を貼付した返信用封筒
- 申込書と返信用封筒を同封のうえ、郵送にてお申し込みください。

申込期限 8月20日(木)到着分まで

日本年金機構からのお知らせ

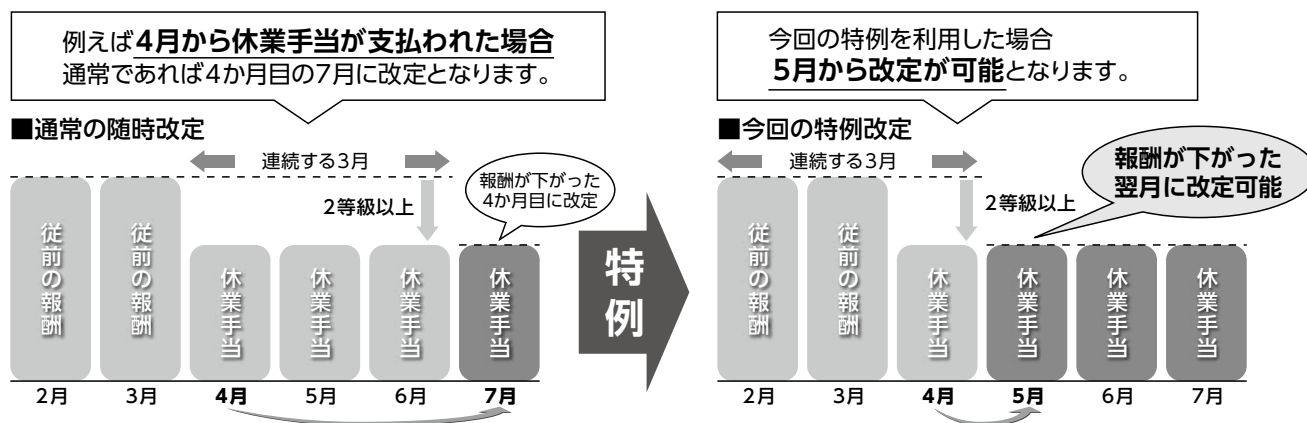
事業主の皆さまへ

標準報酬月額の特例改定について

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業で著しく報酬が下がった場合

健康保険・厚生年金保険料の標準報酬月額を翌月から改定することが可能です

今般の新型コロナウイルス感染症の影響により休業した方で、休業により報酬が著しく下がった方について、一定の条件に該当する場合は、健康保険・厚生年金保険料の標準報酬月額を、通常の随時改定(4か月目に改定)によらず、**特例により翌月から改定可能**です。



※9月以降は原則、定時決定により決定された標準報酬月額となります。ただし、定時決定が行われない7・8月改定の方は、休業回復後に随時改定の届出が必要です。

※申請により保険料が遡及して減額した場合、被保険者へ適切に保険料を返還する必要があります。

対象となる方

次のすべてに該当する方が対象となります。

- 新型コロナウイルス感染症の影響による休業(時間単位を含む)があったことにより、令和2年4月から7月までの間に、報酬が著しく低下した月が生じた方
- 著しく報酬が低下した月に支払われた報酬の総額(1か月分)が、既に設定されている標準報酬月額に比べて2等級以上下がった方※固定的賃金(基本給、日給等単価等)の変動がない場合も対象となります。
- 本特例措置による改定内容に本人が書面により同意している
※被保険者本人の十分な理解に基づく事前の同意が必要となります。
(改定後の標準報酬月額に基づき、傷病手当金、出産手当金及び年金の額が算出されることへの同意を含みます。)
※本特例措置は、同一の被保険者について複数回申請を行うことはできません。

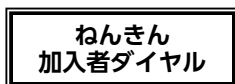
対象となる保険料

- 令和2年4月から7月までの間に休業により報酬等が急減した場合に、その翌月の令和2年5月から8月分保険料が対象となります。
※令和3年1月末日までに届出があったものが対象となります。それまでの間は遡及して申請が可能です。給与事務の複雑化や年末調整等への影響を最小限とするため、改定をしようとする場合はできるだけ速やかに提出をお願いします。

申請手続について

- 月額変更届(特例改定用)に申立書を添付し管轄の年金事務所に申請してください。
※管轄の年金事務所へ郵送してください。(窓口へのご提出も可能です。)
※届書及び申立書については日本年金機構ホームページからダウンロードできます。

詳しくは「ねんきん加入者ダイヤル」までお気軽にご相談ください



0570-007-123 (ナビダイヤル)
03-6837-2913 (050から始まる電話でおかけになる場合)
・受付時間 月～金曜日：午前8時30分～午後7時 第2土曜日：午前9時30分～午後4時

標準報酬月額の特例改定 Q&A

Q1 固定的賃金に変動がない場合でも特例改定の対象となりますか？

A 今回の特例改定に限り、**固定的賃金の変動の有無に関わりなく、要件に該当する場合は改定の対象となります。**
(例えば、日給者の日給単価に変更はなく勤務日数が減少したことにより報酬が減少した場合、休業により報酬が支払われていない場合なども対象となります。)

Q3 休業のため、給与計算の基礎日数が17日未満の場合でも、特例改定の対象となりますか？

A 今回の特例改定に限り、**新型コロナウイルス感染症の影響で事業主から休業命令や自宅待機指示などによって休業となった場合は、休業した日に報酬が支払われていなくても、給与計算の基礎日数として取り扱ってください。**
その上でも、休業のあった月とその前2か月のいずれか1月でも17日未満(※)となる場合は、特例改定の対象となります。※特定適用事業所等の短時間労働者は11日未満。

Q5 休業が回復した場合には、届出が必要となりますか？

A 特例改定後に、固定的賃金の変動し、随時改定の対象となる場合には、随時改定(月額変更届)の届出を行ってください。
また、**7月又は8月に特例改定が行われた方**には、定時決定が行われなため、**今回の特例改定に限り、休業回復した月(※)から継続した3か月間の平均報酬が2等級以上上昇した場合には、固定的賃金の変動の有無に関わりなく、必ず随時改定(月額変更届)の届出を行ってください。**
※実際の報酬支払の日数が17日以上(特定適用事業所等の短時間労働者は11日以上)となった月です。

Q2 休業のため、給与を支給していない場合や支援金(新型コロナウイルス感染症対応休業支援金)を受ける場合でも、特例改定の対象となりますか？

A 給与を支給していない場合や支援金を受ける場合でも、**特例改定の対象となります。**
この場合、実際の給与支給額(※)に基づき標準報酬月額を改定することとなり、報酬が支払われていない場合は、今回の特例改定に限り、最低の標準報酬月額(健康保険は5.8万円、厚生年金保険は8.8万円)として改定することとなります。※支援金は、給与支給額には含みません。

Q4 届出内容や本人の同意などを確認できる書類の添付は必要ですか？

A 届出や申立書の内容を確認できる書類(休業命令等が確認できる書類、出勤簿、賃金台帳、本人の同意書等)については、**添付いただく必要はありませんが**、後日、事業所への調査などの際に確認を求められる場合がありますので、**届出日から2年間は書類を保管しておいてください。**
なお、本人の同意は、被保険者の不利益とならないよう、必ず、届出を行う前にあらかじめ得ることが必要ですので、特にご注意ください。

Q6 通常の定時決定(算定基礎届)や随時改定(月額変更届)は、どうなるのでしょうか？

A **通常の定時決定(算定基礎届)や随時改定(月額変更届)については、対象者の要件や手続き方法に変更はありません。**従来どおり、休業中で給与等の支給がない日は給与計算の基礎日数には含まれず、また、固定的賃金の変動があった場合のみ随時改定(月額変更届)の届出の対象となります。



より詳しくお知りになりたい方はこちら

年金機構 特例改定

検索

<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/tokureikaitei.html>



日本年金機構 松本年金事務所 9月23日(水)に移転

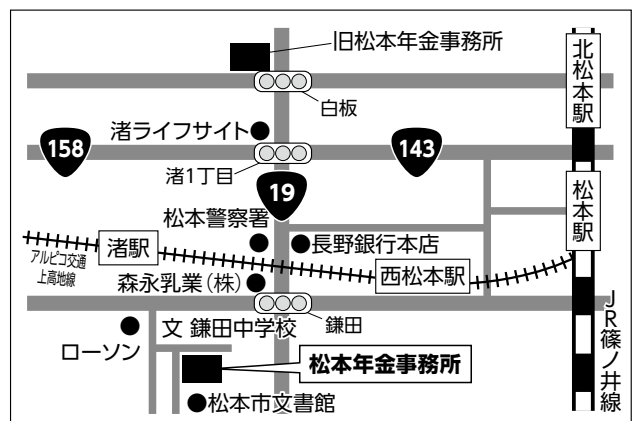
松本年金事務所は、松本市白板から松本市鎌田(鎌田中学校南側)に移転します。

【移転先所在地】

松本市鎌田2-8-37 (JR松本駅徒歩19分)

【移転後電話番号】

TEL.0263-31-5150 (9月23日から変更します。)



健康保険委員の登録をお願いします！

事業主・加入者の皆様と協会けんぽの距離を縮める橋渡しの役割を担っていただきます。

- ☆ 年4回発行の広報誌（健康保険委員のひろば）で健康に役立つ情報等をお届けします
- ☆ 健康保険の事務手続き等の研修会を実施します（参加は任意です）
- ☆ 無料で受講できる協会けんぽの講習会のお知らせを毎年お届けします
- ☆ 年会費は無料です
- ☆ 長野支部では令和2年6月末現在、4386名の方にご登録いただいています

健康づくりチャレンジ宣言事業所を募集しています！

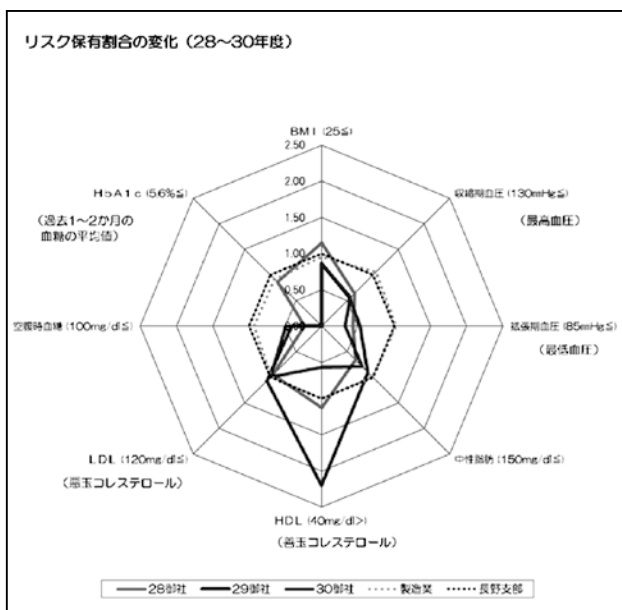
事業所全体で健康づくりに取り組むことを宣言・実施いただき、健康経営を行いましょ。

- ☆ 健康経営優良法人制度※1の申請をする際の必須の認定要件です
- ☆ 健康に関する協会けんぽ作成ポスターを無料で提供します
- ☆ 保有する医療費データや健診結果等から、事業所ごとの健康状況や課題がわかる事業所健康度診断カルテ※2を毎年お届けします
- ☆ 長野支部では令和2年6月末現在、715社に宣言いただいています

※1. 健康経営に取り組む企業等の「見える化」を進めるため、経済産業省が制度設計を行い、日本健康会議が認定をしている制度です。認定されると社会的に評価を受けることができる等のメリットがあります。詳細は経済産業省のホームページでご確認ください。

※2. 事業所内で10名以上の健診データの確認ができる場合のみ作成・提供しています。

●事業所健康度診断カルテ（イメージ）



健康診断の実施状況

ポイント1

■被保険者（本人）
協会けんぽの生活習慣病予防検診を受診しましょう。
労働安全衛生法に基づく定期検診を実施されている事業所は、協会けんぽ加入者（40歳以上）の検診結果を協会けんぽにご提供ください。

	被保険者（本人）				
	健診対象者 (55～74歳)	受診者 (人)	受診率 (%)	平均年齢 (歳)	メタボ率 (%)
28年度	40	40	100.0%	44.1	21.6%
29年度	39	39	100.0%	44.4	13.9%
30年度	39	39	100.0%	44.6	22.9%
製造業	69,759	46,260	66.3%	50.5	25.7%
長野支部 30年度	302,163	180,834	59.8%	51.4	25.8%

【メタボ率】 = $\frac{\text{メタボ該当者} + \text{メタボ予備軍}}{\text{受診者}}$

30年度メタボ認定

0%～15% (Happy face)
15%～25% (Neutral face)
25%超 (Sad face)

健康保険委員・健康づくりチャレンジ宣言について、興味がある方・登録を希望される方（事業所）は、企画総務グループ（電話026-238-1251）までご連絡ください。

メールマガジンの会員登録をお願いします！

協会けんぽからの情報をいち早く確認することができます

- ☆ 運動や食事等の健康に関する情報をお届けします
- ☆ 制度改正に関する情報をお届けします
- ☆ 台風で罹災された方の一部負担金免除や、コロナウイルス感染拡大防止のための協会けんぽでの取り組み等

メールマガジンについては、ページ下の二次元コードから会員登録いただくことができます。

【令和元年台風19号による被災者の皆様へ】
令和2年4月1日以降の受診については免除証明書と保険証の提示が必要になります…

事業主の
皆さまへ

健康保険の資格を失う方の保険証は 確実に回収・返却をお願いします

迅速・確実な保険証回収のために「退職される従業員」や「扶養から外れたご家族」がいらっしゃる場合は、必ず該当の従業員に**次の3点**をお伝えください。

なお、回収した保険証は日本年金機構に提出される「資格喪失届」「被扶養者異動届」に必ず添付をお願いいたします。

1. 現在お使いの保険証は退職日の翌日から無効となること

※ご家族（被扶養者）が扶養から外れた場合は扶養から外れた当日から保険証は無効となります。

2. 保険証を事業所へ速やかに返却いただくこと

※「資格喪失届」・「被扶養者異動届」に添付できなかった保険証を後日回収した場合は、協会けんぽへ速やかに返却ください。

3. 新たな健康保険の加入手続きを速やかにしていただくこと

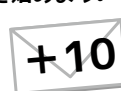
保険証の回収についてはレセプトグループ【電話026-480-0562】までご連絡ください。



共に目指します。世界で一番（ACE）の健康長寿

全国健康保険協会 長野支部
協会けんぽ

メルマガ登録から健康づくりを始めよう！
毎月10日に健康情報配信中！
登録はこちらから→→→



※kyoukaikenpo.or.jp (@の後ろ)からのメールを受信できるよう設定してください。

社会保険事務講習会のお知らせ

平素よりご支援いただきありがとうございます。今年度も下記の通り講習会を開催いたしますが、新型コロナウイルス感染防止の観点から、受講人数の制限を行うとともに、来場者にマスクの着用をお願いいたします。また当日高熱等がある場合は出席をお断りすることがあります。会場によっては名簿の提出を求められておりますので、氏名のみ提出する場合がありますのでご了承ください。
以上の点をご理解のうえ参加を希望される方は、事前にお申し込みのうえご出席ください。



長野会場 A 10/12(月) 長野市若里市民文化ホール(会議室)
B 10/13(火) ・長野市若里3-22-2
時間 10:00~12:00 / 14:00~16:00

東信会場 9/8(火) 小諸市文化センター(小諸市公民館)
時間 14:00~16:00
・小諸市乙女甲1275-2

お申し込み FAX 026-223-4876

(一財)長野県社会保険協会
TEL 026-227-1455

南信会場 10/20(火) テクノプラザおかや
時間 14:00~16:00
・岡谷市本町1-1-1
飯田会場 10/16(金) 飯田文化会館
時間 14:00~16:00
・飯田市高羽町5-5-1

伊那会場 9/28(月) 伊那市防災コミュニティセンター
時間 14:00~16:00
・伊那市西町5824-1
中信会場 9/17(木) 松本市あがたの森文化会館
時間 14:00~16:00
・松本市県3-1-1

お申し込み FAX 0266-21-2423

(一財)長野県社会保険協会中南信事務センター
TEL 0266-21-2422

内容 健康保険・厚生年金保険及び国民年金の適用及び給付について (120分)

定員 各会場 **50名** (東信会場は45名) ※1事業所1名限り

講師 日本年金機構年金事務所職員、全国健康保険協会長野支部職員

費用 **無料** ※会費未納事業所及び非会員事業所は、1名につき1,200円(資料代)を申し受けます。

申込方法 下記の参加申込書にご記入いただき、**FAX**にてお申し込みください。
※受講の決定については、開催日までに受講票をお送りいたします。

申込期限 **開催日の10日前の日** ※ただし、定員になり次第、締切とさせていただきます。

令和2年度社会保険事務講習会 参加申込書

*長野会場については午前・午後も明記してください。

事業所整理記号 (例 32イロハ)	FAX送信日: 月 日	
事業所名称		
事業所所在地	〒	
電話番号	☎() -	FAX() -
FAX番号		
フリガナ		
参加者氏名	会場	午前 午後

※ご記入いただきました個人情報、本事業の運営及びそれに関するご連絡・ご案内以外には使用いたしません。(会場へ氏名のみ提出をする場合があります。)